

環技審第19号
令和2年9月8日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

宮城県環境影響評価技術審査会
会長 平野勝



(仮称)女川石巻風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について(答申)
令和2年8月21日付け環対第250号で諮問のありましたことについては、別紙の
とおりです。



(仮称) 女川石巻風力発電事業 計画段階環境配慮書に係る答申

1 全般的事項

- (1) 事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の大部分が硯上山万石浦県立自然公園に指定されており、一部が鳥獣保護区及び保安林にも指定されているほか、砂防指定地や土石流危険渓流なども含まれている。また、想定区域の近隣には、イヌワシのつがいの生息も確認されている。
- これらのことから、周辺の自然環境や生活環境への影響を回避又は十分に低減できるよう、想定区域の適切な絞り込みを行うこと。
- (2) 現在、近隣で計画中の風力発電事業との重複エリアの調整を至急行うこと。その上で、近隣で稼働中の施設を含め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）を検討すること。
- (3) 想定区域の絞り込みに当たっては、風力発電設備等の配置等及び稼働並びに植生改変や人工緑地造成などによる動植物への影響や温室効果ガスの排出等、全体としての環境負荷の低減に最大限配慮すること。
- (4) 想定区域周辺の住民、立地する石巻市や女川町及び関係者に対して、より細分化した地区（本庁地区、雄勝地区及び北上地区など）ごとに、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 騒音、低周波音及び風車の影

想定区域近傍には住居等が存在し、風車の設置想定区域から最寄りの住居等までの距離が約500メートルと極めて近いことから、風車の稼働に伴う騒音、低周波音及び風車の影による生活環境への影響について調査、予測し、重大な影響の有無について評価した上で、影響を回避及び低減できるよう、想定区域の絞り込みを行うこと。

(2) 地形及び地質

- イ 想定区域内に存在する砂防指定地及びその上流域並びに土砂流出・崩壊防備保安林について、その区域を想定区域から除外すること。
- ロ 想定区域中央部及び南端（風力発電機の設置対象外）には、土砂災害警戒区域の上流域（土石流危険渓流）が存在するため、事業の実施による影響を予測及び評価し、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、それらの箇所及び周辺を想定区域から除外すること。

(3) 動物

イ 想定区域近隣には、希少猛禽類であるイヌワシの生息が知られており、想定区域及びその周辺を行動圏としている可能性があり、事業の実施に伴う重大な影響が懸念される。このことから、想定区域の適切な絞り込みを行うこと。また、イヌワシの保護に十分配慮するため、関係団体間（林野庁、環境省、民間企業・団体など）における協議会を設置することが望ましく、専門家等からの助言も踏まえ、保護目標を設定し、それに応じた適切な調査手法を設定すること。

ロ 地表性の動物については、適切な調査手法を設定し、生息する種を把握すること。また、事業計画の具体化に当たっては、資材の輸送路等の新設や拡幅等の土地の改変による地表性の動物への影響に配慮すること。

(4) 植物

想定区域内には、自然度の高い植生が分布しているため、現地調査により、その区域を明らかにした上で、植物への影響を適切に予測及び評価すること。

(5) 生態系

想定区域の大部分が硯上山万石浦県立自然公園に指定されており、良好な自然環境が保全されている。特に自然環境のまとまりの場として重要な第3種特別地域については、想定区域から除外すること。

(6) 景観

イ 想定区域及びその周辺は硯上山万石浦県立自然公園に指定されており、設置される風車は、女川町中心街及び石巻市雄勝地区中心街、石巻市中心市街地を含む広範囲から視認される可能性がある。さらに、想定区域周辺には高台移転地等により、標高が高くより視認性の高い市街地（宮ヶ崎、旭が丘等）が存在することから、これら市街地や想定区域周辺住居及び集落等、調査地点を大幅に追加すること。

ロ 風車による景観の圧迫感を考慮した上で、生活圏からの周囲景観への影響を調査、予測及び評価し、適切に想定区域の絞り込みを行うこと。

ハ 鉄塔の見え方に関する基準を準用した場合、景観への影響が過小評価となることを避けるため、風車の稼働による誘目性を考慮し、重要な展望点については動画による分析を含めて、適切に調査、予測及び評価すること。

(7) 人と自然との触れあいの活動の場

想定区域周辺にあるトレッキング及びバードウォッチング等、静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する風車の音の影響について、適切に調査、予測及び評価し、その影響を回避又は十分に低減すること。

(8) 放射線の量

イ 事業の実施に係る新たなホットスポットの形成や放射性物質の飛散・流出等による水環境・土壤・山菜、キノコ等の農産物への影響を調査、予測及び評価すること。

ロ 土壤の放射性物質濃度の調査方法は、すべての風力発電設備の設置予定箇所及び新設又は拡幅する道路20メートル毎に、表面1センチメートル以内から検体を採取した上で、測定を行うこと。